第六十九条中「第十九条第一項及び第三項」を「第十九条第一項及び第四項」に改め、「特例受給資格者証」と」の下に「、「第十三条第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と」を加える。

第八十二条第二項第三号中「法」の下に「第三十七条の四第六項及び」を加え、同項第四号中「規定を法」の下に「第三十七条の四第六項及び」を加える。

第八十二条の五第三項中「この条」の下に「及び第百条の八第三項」を加える。

第八十三条の六中「ハまで」を「ニまで」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第八十四条第一項中「及び受給資格者証」の下に「、高年齢受給資格者証」を加え、同条第二項中「、第一項」を「、前項」に改める。

第八十五条の五第二項中「第八条第一項及び」を「第九条第一項及び」に、「、令第八条第一項」を「、同条第一項」に改める。

第八十六条第一号中「の規定（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）」を「これらの規定を法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）」に、「の規定（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）」を「（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

第九十条中「三万八千円」を「七万六千円（鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が百キロメートル以上である場合は、九万五千円）」に、「一万九千円」を「三万八千円（鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が百キロメートル以上である場合は、四万七千五百円）」に改める。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（求職活動支援費）

第九十五条の二　求職活動支援費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるものを支給するものとする。

一　法第五十九条第一項第一号に掲げる行為をする場合　広域求職活動費

二　法第五十九条第一項第二号に掲げる行為をする場合　短期訓練受講費

三　法第五十九条第一項第三号に掲げる行為をする場合　求職活動関係役務利用費

第九十六条第一号中「の規定（法第四十条第四項において準用する場合を含む。）」を「これらの規定を法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）」に、「の規定（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）」を「（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定」に、「開始する」を「開始した」に改める。

第九十九条第一項中「広域求職活動の指示を受けた日」を「公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日」に、「広域求職活動費支給申請書（様式第三十三号）」を「求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書（様式第三十二号の二）」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「受け、又は受けるべき」を「受ける」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管轄公共職業安定所の長は、広域求職活動費の支給を受けようとする受給資格者等に対し、広域求職活動を行つたことを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。

第百条の次に次の七条を加える。

（短期訓練受講費の支給要件）

第百条の二　短期訓練受講費は、受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、当該教育訓練の受講のために支払つた費用（入学料（受講の開始に際し納付する料金をいう。以下同じ。）及び受講料に限る。次条及び第百条の四において同じ。）について教育訓練給付金の支給を受けていないときに、厚生労働大臣の定める基準に従つて、支給するものとする。

（短期訓練受講費の額）

第百条の三　短期訓練受講費の額は、受給資格者等が前条に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用の額に百分の二十を乗じて得た額（その額が十万円を超えるときは、十万円）とする。

（短期訓練受講費の支給申請）

第百条の四　受給資格者等は、短期訓練受講費の支給を受けようとするときは、当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、求職活動支援費（短期訓練受講費）支給申請書（様式第三十二号の三）に受給資格者証等及び次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（当該教育訓練を行う者により証明がされたものに限る。）

二　当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練の受講のために支払つた費用の額を証明することができる書類

三　その他職業安定局長が定める書類

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

（短期訓練受講費の支給）

第百条の五　管轄公共職業安定所の長は、受給資格者等に対する短期訓練受講費の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に短期訓練受講費を支給するものとする。

（求職活動関係役務利用費の支給要件）

第百条の六　求職活動関係役務利用費は、受給資格者等が求人者との面接等をし、又は法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に係る教育訓練若しくは短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、公共職業訓練等若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練（次条及び第百条の八において「求職活動関係役務利用費対象訓練」という。）を受講するため、その子に関して、次の各号に掲げる役務（以下「保育等サービス」という。）を利用する場合に支給するものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号、第五号、第六号及び第十号から第十二号までに規定する事業における役務

三　その他前二号に掲げる役務に準ずるものとして職業安定局長が定めるもの

（求職活動関係役務利用費の額）

第百条の七　求職活動関係役務利用費の額は、受給資格者等が保育等サービスの利用のために負担した費用の額（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とし、受給資格者等が求人者との面接等をした日又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講した日に係る費用の額（一日当たり八千円を限度とする。）をいい、一日を超える期間を単位として費用を負担した場合においては、当該費用の額は、その期間の日数を基礎として、日割りによつて計算して得た額（一日当たり八千円を限度とする。）に限る。）に百分の八十を乗じて得た額とする。

一　求人者との面接等をした日　十五日

二　求職活動関係役務利用費対象訓練を受講した日　六十日